〃	第二十四回	十億円	百一円四十銭	九十七円二十銭	
〃	〃	十億円	百一円四十五銭	九十九円九銭	
〃	第二十五回	五億円	百円三十三銭	九十九円十五銭	
〃	〃	十億円	百円三十九銭	九十九円十七銭	
〃	〃	二十億円	百円四十五銭	九十九円三十銭	
〃	〃	四十一億円	百円四十八銭	九十九円三十五銭	
〃	第二十八回	十億円	九十八円二十九銭	百円二十銭	
〃	〃	三十億円	九十八円三十九銭	百円三十銭	
〃	第二十九回	百三十億円	九十七円九十四銭	百円四十四銭	
〃	〃	十億円	九十八円三銭	百円四十五銭	
〃	〃	十五億円	九十八円四銭	百円四十九銭	
〃	〃	四十億円	九十八円五銭	百一円七十五銭	
〃	〃	六億円	九十八円二十銭	百二円十銭	
〃	〃	五億円	九十八円二十五銭	百一円七十五銭	
〃	第三十回	十億円	九十八円十四銭	百円四十四銭	
〃	〃	五億円	九十八円三十銭	百円四十銭	
〃	第三十一回	五億円	九十七円五十銭	百円三十銭	
〃	〃	五億円	九十七円四十五銭	百円二十五銭	
〃	第三十二回	二十億円	九十七円三十四銭	百円二十九銭	
〃	〃	五億円	九十七円四十銭	百円三十銭	
〃	第三十三回	十億円	九十七円四十九銭	百円四十銭	
〃	〃	五億円	九十七円六十四銭	百円二十四銭	
〃	第三十四回	十五億円	九十六円九十四銭	百円二十九銭	
〃	〃	五億円	九十七円六十九銭	百円二十銭	
〃	〃	十億円	九十七円四銭	百円三十銭	
〃	〃	十五億円	九十七円九銭	百円三十四銭	
〃	〃	五億円	九十七円十銭	百円四十四銭	
〃	第三十五回	五億円	九十七円五十銭	百円五十四銭	

〃	第三十六回	五億円	九十七円二十銭		
〃	第三十七回	十三億円	九十九円九銭		
〃	〃	二十五億円	九十九円十五銭		
〃	〃	十億円	九十九円十七銭		
〃	〃	十六億円	九十九円三十銭		
〃	〃	十億円	九十九円三十五銭		
〃	第三十八回	三十五億円	百円二十銭		
〃	〃	三十億円	百円三十銭		
〃	〃	二十億円	百円四十銭		
〃	〃	十億円	百円四十四銭		
〃	〃	二十億円	百円四十五銭		
〃	〃	五十億円	百円四十九銭		
〃	第三十九回	百九十億円	百一円七十五銭		
〃	第四十一回	十億円	百二円十銭		
〃	第四十七回	二十億円	百一円七十五銭		
合計		一千六百四億円			

○財務省告示第百七十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年五月二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年五月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	二十億円	百円二十銭
〃	〃	十七億円	百円二十四銭
〃	〃	二十億円	百円二十五銭
〃	〃	七億円	百円二十九銭
〃	〃	二十億円	百円三十銭
〃	〃	六億円	百円三十四銭
〃	第八回	一億円	百円四十四銭
〃	〃	二十一億円	百円五十四銭